

令和2年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第1号）						
令和2年3月4日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和2年3月4日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和2年3月4日 午後2時11分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	3	田 中 二 三 輝		4	宇 田 川 亮	

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	藤 原 光 徳	出 欠
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	芝 野 英 和	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和2年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月4日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の施政方針表明
- 日程第4 鞍手町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第5 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第6 議案第3号 鞍手町公有自動車購入基金条例
- 日程第7 議案第4号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第8 議案第5号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第6号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第7号 鞍手町一般職の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第8号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第12 議案第9号 鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第10号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第11号 鞍手町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第12号 鞍手町消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第13号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第17 議案第14号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第15号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第16号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第17号 令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第18号 令和元年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第19号 令和元年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第20号 令和2年度鞍手町一般会計予算
- 日程第24 議案第21号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第22号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第23号 令和2年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第27 議案第24号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第28 議案第25号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第29 議案第26号 令和2年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 令和2年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 令和2年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第32 議案第29号 公民館大規模改修事業 鞍手町中央公民館外壁等改修工事請負契約の変更
- 日程第33 議案第30号 鞍手町道路線の変更

令和2年3月4日（第1日）

開議13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、令和2年第2回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

新型コロナウイルス感染症対策に関する行政報告を行います。

現在、中国湖北省武漢市を中心として、世界的な感染拡大を見せている新型コロナウイルス感染症であります。日本国内におきましても中国の一部の地域への渡航歴のない感染者が確認されております。

本町では、感染症拡大を防ぐために、2月6日からホームページ上におきまして町民の皆様への注意喚起と情報提供を行っております。

また、庁舎やその他公共施設には、手指消毒薬を設置する対応を行っております。

2月20日に福岡県内で初めて新型コロナウイルス感染者が確認されたという報道を受け、同日付けで「鞍手町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、感染症拡大防止について対応を協議しております。

政府は、2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を発表しておりますが、本町も同日に第2回目の対策本部会議を開催し、今後の感染症拡大防止策について具体的な対応を協議しました。

協議の結果、感染拡大防止の観点から2月、3月の町主催行事については、原則中止又は延期することとし、どうしても開催が必要と判断される行事については、手指消毒薬の設置やマスクの着用あるいは行事内容の変更などを求めることとしております。

町以外が主催する行事についても関係機関に情報を提供するとともに連携を図りながら感染拡大防止に努めております。

また、2月26日から、町民の方々に対し更なる周知を行うため感染症の拡大防止において、日常生活で気を付けていただきたいことや感染が疑われる症状、その際の連絡先や相談窓口などを記載したチラシを作成し、全世帯への配布を行っているところです。

さらに、2月27日に政府から全国の公立小中高校等に対し3月2日から春休みまで休校するよう要請があったことから、本町におきましては、本町教育委員会と協議の上、3月4日から3月23日までの通常の授業については臨時休校とする対応を取っております。

なお、臨時休校により現在学童保育に通所している児童については、町内4つの学童保育所に対し預かり時間の拡大などを要請するなどし、対応に努めております。

また、公共施設のうち中央公民館や体育施設などについては3月末まで、小・中学校、豊翔館の体育施設については4月末まで利用を休止させていただいております。

町民の皆様からの感染症対策に対する問い合わせについては、平日、休日、夜間を問わず対応可能な体制を整えており、今後も国及び県などから提供される情報をもとに、本町の実情に応じた最適な対策を講じて参ります。

以上、「鞍手町新型コロナウイルス感染症対策」に関する報告です。

○議長 星 正彦君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております専決処分の報告、鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事（第88工区）、（第89工区）請負契約の変更及び監査より提出されております例月現金出納検査報告書、並びに、定期監査結果報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、3番議員 田中二三輝議員及び4番議員 宇田川亮議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月19日までの16日間に決定しました。

次に、日程第3 町長の施政方針表明の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

令和2年第2回鞍手町議会定例会の開会にあたり、今回提案いたします諸議案の提案理由の説明に先立ちまして、町政運営に関する私の基本的な考えと主要施策の概要について、令和元年度の取組を振り返りながら、令和2年度の施政方針を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨年の3月議会において、鞍手町の未来をひらく8つの約束を掲げ、町長としての基本姿勢と公約について所信を述べさせていただきました。

本年度は、平成31年度として始まり、皇太子殿下が天皇に御即位された5月1日より令和が始まりました。

この記念すべき日を町民の皆様と迎えられたことを感慨深く感じながら、新しい時代とともに鞍手町を発展させ、自信と誇りの持てる鞍手町にしたいという決意を新たにいたしました。

所信表明の中で述べましたように、まず私のなすべき事は、前町長の官製談合事件により失墜した町政に対する信頼を回復させることであるとの考えから、入札事務が町長の恣意的な判断により容易に変更されることが無いように関係例規の見直しを行い、本年度から実施

しております。

また、鞍手町の未来をひらく8つの約束については、取組状況を述べるとともに、令和2年度の方針を述べさせていただきます。

まず初めに、「喫緊の課題を解決する」です。

くらて病院については、医師確保の目途がついたことや収支計画の見直しにより、将来の健全な経営が確保できる見通しとなったことから、くらて病院との間で移転新築及び運営に関する協定書を締結し、計画どおり進めることとなりました。

現在、造成が完了し来年度には本格着工の運びとなっています。

くらて病院は、町民はもちろんのこと周辺地域住民の中核病院として重要な役割を果たしていくこととなりますので、今後も設立団体の長として一日も早い完成に向けて支援をしていきたいと考えております。

次に、役場庁舎等建設事業についてです。

役場庁舎等の移転建替については、就任直後から役場内部で移転場所や総合福祉センターのあり方、複合施設の併設などについて協議を重ねてまいりました。

また、議会において新庁舎建設特別委員会が設置された後には、議会からのご意見をいただきながら庁舎等建設基本計画の改訂版策定に取り組み、特に現石炭資料展示場においては、建設当時の状況について貴重なご指摘をいただいたことから、新庁舎等建設に向けて一定の方向性を見出すきっかけとなり、改めて感謝申し上げる次第です。

このご指摘を機に新庁舎等建設についての方向性は、議会と一致できたことで、去る2月7日の臨時議会において基本設計、実施設計等の関連予算を上程させていただき、ご承認をいただいたところであります。

令和2年度一般会計予算にも関連予算を計上しており、新庁舎等建設事業についても一日も早い完成に向けて鋭意努力してまいります。

次に2つ目は、「公平、公正で町民に開かれた町政の推進」です。

私は、町民が主役となる町政、町民が提言できる開かれた町政を行っていきたいと考え、平成31年3月議会と令和元年6月議会に住民が参画できる組織設置に関する予算をご提案いたしました。残念ながらご理解をいただけませんでした。

ただ、町民に対して行政としての説明責任をもっと果たしていくべきだという考えに変わりはありません。特に予算の仕組みや執行状況については、十分な説明が必要であると考えています。

そこで、町の予算がどのような事業にいくら使われているのか、また、町の収入にはどのようなものがあるのかなどを一般的な家庭をモデルにして、子どもたちにもわかりやすく親しめるようにした冊子「なるほど！納得！町の予算」を作成し、町民の方々に配布いたしました。

この冊子については、多くの住民の方々から評価をいただいているところです。

令和2年度もこの冊子を作成する予算を計上させていただいており、引き続き公平、公正

で町民に開かれた町政の推進をしてまいります。

3つ目は、「**教育、伝統文化、芸術を通して心豊かな暮らしの実現**」です。

所信表明で少子化が進み人口減少が見込まれる中で、次の鞍手町を担う子どもたちに様々な分野で充実した教育環境を提供することが、私たちの役目だと申し上げました。

本年度、すべての小学校普通教室を中心に空調設備を整備し、教育環境の充実を図ってまいりました。

中学校においては、部活動の外部指導員の導入に向けた予算を計上し、指導体制の充実を図ってまいりました。

令和2年度からは、国のGIGAスクール構想に基づき小中学校の児童、生徒にパソコン端末の導入と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備を図り、AIやICT化に対応できる教育を推進して参ります。

また、生涯学習や伝統文化や芸術の拠点となる中央公民館の大規模改修に取り組みました。令和2年度も引き続き、中央公民館の改修に取り組むこととしております。

これらの事業により生涯学習などの拠点としての機能の充実を図ることとしておりますので、町民の皆様にはご迷惑をおかけしておりますが、今しばらくお時間をいただきたいと思っております。

4つ目は、「**安全、安心な暮らしを育むまちづくり**」です。

近年の異常気象による台風や豪雨、あるいは頻繁に起こる地震などの自然災害は、時と場所を選ばず私たちの生活を脅かしています。昨年の台風15号や19号は、関東や東北地方に大きな被害を与えました。

幸いにも本町には、大きな災害が発生するような台風や大雨はございませんでしたが、本町に襲いかかる災害を常に想定して対策を講じておかなければなりません。

本年度は、防災行政用無線機を新たに11基増設し、住民の方々に防災情報や避難情報の提供充実に努めて参りました。

また、昨年12月には、全町的な防災訓練を7年ぶりに実施いたしました。この防災訓練では、避難場所への誘導や避難所の運営のあり方など多くの課題があることに気付かされることになりましたが、今後も防災訓練を繰り返し、課題を解決しながら万が一の災害時に備えていきたいと考えています。

令和2年度も防災訓練を行うための予算を計上しております。

またさらに、安全、安心な暮らしを育むまちづくりを一層推進するため、安全、安心なまちづくりに特化した部署として総務課に新たに安全安心係を設置いたします。

所掌事務は、自治会組織、消防、防災、防犯、危険空家など地域住民の方々の生活に直接的にかかわる安全安心の分野を中心に所管する係となっております。

今後も町民の皆様が安全安心に暮らせるまちづくりに努めて参ります。

5つ目は、「**高齢者や障がい者がいきいきと元気で暮らせるまち**」です。

私は、常々健康寿命を延ばすことがとても重要であると申し上げております。いくつにな

っても、また障がいがある方も元気でいきいきと生活できることが重要であると思っております。そのためには、日頃から楽しく、安全に運動できる環境が必要だと考えています。

本年度は、高齢者の方々が楽しんでいただけるよう総合福祉センター敷地内にあるグラウンドゴルフ場を整備いたしました。

また、総合福祉センターは、機能を新庁舎に併設する複合施設に移管することになりますが、西川の左岸地域で唯一の公共施設でありますので、災害時などの避難所として重要な役割を果たしてまいります。

子育て世代から高齢者、障がい者の方々が多く利用されている福祉拠点施設ですので、当分の間は存続させることで引き続き介護予防や福祉の拠点としてきめ細かなサービスが提供できる環境・体制を作り上げていきたいと考えております。

6つ目は、「**商工業の振興**」です。

個性ある小規模小売店の集積化を図り、個性あふれた魅力的なまちづくりを進めていきたいと申し上げました。

本年度は、鞍手町中小企業活性化計画に基づくアクションプランを策定しました。このアクションプランに沿って令和2年度は創業支援や商品開発支援など地域経済の活性化を図っていききたいと考えております。

また、様々な再生可能エネルギーを活用した発電事業を推進し、発電した電力を地元鞍手町で消費する電力の地産地消に取り組んでいきたいと述べておりましたが、この分野については、さまざまな関係者から情報収集を行っておりますが、具現化までには至っておりません。

令和2年度以降も引き続き情報収集を行うとともに電力の地産地消に向けて取り組んでいきたいと考えております。

7つ目は、「**農業の振興**」です。

鞍手町の農業の特産物には、米をはじめライ麦や大豆、果樹ではブドウやイチゴなどがあり、これらをさらにPRしていくとともに新たな商品の開発が不可欠だと申し上げてきました。

本年度は、平成30年度に商品化した巨峰サイダーをブラッシュアップし、特産品として東京六本木のアマンドで販売、PRを行いました。

また、新たな特産品開発に向けてぶどう生産者とともに先進地視察も精力的に行って参りました。

さらに、これまで課題となっている農業従事者の高齢化や後継者不足を打開するために新規就農者の育成事業にも取り組んで参りました。

令和2年度も、引き続き、新規就農者の支援事業を含めた農業の振興に取り組んでいきたいと考えています。

8つ目は、「**誇れる鞍手のまちづくり**」です。

昨年のお信表明の中で、今後、町内の関係各位のご理解とご協力を得ながら、町単独に限

らず近隣市町と連携を図り広域的な観光協会の設立も視野に入れながら取り組んで行きたいと述べておりますが、これについては観光施策に対する担い手づくりや意識の醸成にまだ時間を要することが認識できましたので、引き続き粘り強く取り組んで行きたいと考えています。

一昨年の前町長による官製談合事件は、町民の皆様には失望と憤りを引き起こさせるとともに、鞍手町のイメージを大きく失墜させるでき事でありました。

一度落ちたイメージを回復させることは、容易ではありませんが、町民の皆様とともにもう一度鞍手町の住民であることを、胸を張って言える、誇れるまちにしていきたいと考えております。

まずは、悪いイメージを払しょくし、歴史や伝統あるいは豊かな自然環境などの貴重な資源や地方創生として取り組んでいるサブカルチャー事業の推進などを通じて鞍手町の良さを再認識していただきたいと考えております。

そのため令和2年度はシティプロモーション事業を増額しマスメディアやSNSなどさまざまな情報発信ツールを使ってPRしていきたいと考えております。

以上、これまでの取り組みを振り返りながら、令和2年度の施政方針を述べさせていただきます。

私の公約である鞍手町の未来をひらく8つの約束の達成度はまだ不十分ではありますが、この約束を職員と一丸となって全力で取り組んでいくことで、小さくても、心豊かで、幸福度、満足度が高く、自信と誇りの持てる町を実現してまいる決意でございます。

どうか議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の令和2年度に向けた施政方針といたします。

○議長 星 正彦君

以上で町長の施政方針表明を終わります。

次に進みます。

日程第4 鞍手町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条 第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って、議長が指名することに決定しました。

鞍手町選挙管理委員会委員には、只今お配りしたとおり、
中西 憲治君、
野上 忠良君、
古野 明裕君、
白石 實枝君、
以上の方を指名します。

お諮りします。

只今、議長が指名しました方を、鞍手町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって只今指名しました、
中西 憲治君、
野上 忠良君、
古野 明裕君、
白石 實枝君、
以上の方が鞍手町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、鞍手町選挙管理委員会補充員には、

長友 浩一君、
香月 宏一君、
櫻井 輝代君、
西原 邦江君、
以上の方を指名します。

お諮りします。

たた今、議長が指名した方を鞍手町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって只今指名しました、
長友 浩一君、
香月 宏一君、
櫻井 輝代君、
西原 邦江君、
以上の方が鞍手町選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に進みます。

日程第5 人権擁護員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護員候補者の推薦に関する協議について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条 第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって人権擁護員候補者の推薦に関する協議については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護員候補者の推薦に関する協議について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案どおり決定し、通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に、日程第6 議案第3号 から、日程第15 議案第12号までの10件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第6 議案第3号 から 日程第15 議案第12号までの10件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第3号は、鞍手町公有自動車購入基金条例であります。

本議案は、庁用自動車のみに限らず、スクールバスなど町が購入する自動車全般が対象であることを明確にするため、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第7 議案第4号は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

本議案は、地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、これに関連する「鞍手町監査委員条例」、「鞍手町水道事業の設置等に関する条例」の2つの条例について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第8 議案第5号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、庁舎等建設の設計者の候補者の選考及び建築本体工事に係る競争入札指名者の選考を厳正かつ公平に行うため、鞍手町庁舎等建設設計候補者等選考委員会を設置することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第 9 議案第 6 号は、鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人の一律な権利制限が見直されたことに関連し、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第 10 議案第 7 号は、鞍手町一般職の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第 11 議案第 8 号は、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例であります。

本議案は、民法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、これに関連する「鞍手町営住宅管理条例」、「鞍手町改良住宅設置及び管理条例」の 2 つの条例について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第 12 議案第 9 号は、鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、部落差別の解消の推進に関する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第 13 議案第 10 号は、鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第 14 議案第 11 号は、鞍手町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、鞍手インターチェンジ北側に整備中の産業集積地において、無秩序な開発を抑制し、周辺地域との調和のとれた良好な環境を保全するために都市計画決定する地区計画に基づき、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第 15 議案第 12 号は、鞍手町消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例であります。

本議案は、消防団員の確保や地域防災力の充実強化を図るため、鞍手町消防団に火災や大規模災害等の特定の任務に限り従事する機能別消防団員制度を導入することに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第 6 議案第 3 号から 日程第 15 議案第 12 号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 16 議案第 13 号から、日程第 22 議案第 19 号までの 7 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第 16 議案第 13 号から、日程第 22 議案第 19 号までの 7 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 16 議案第 13 号は、令和元年度鞍手町一般会計補正予算（第 6 号）であります。

本補正予算は、歳出においては、今年度末に 2 名の依願退職の申出があったことから、2 款 総務費において退職手当を追加しております。

また、3 款 民生費においてプレミアム付商品券事業費をはじめ、その他補助事業の実績見込みなどに伴う予算の増減等を行っております。

また、歳入においては、固定資産税等の増収が見込まれることにより 1 款 町税の追加を行う一方で、各補助事業の実績見込みなどにより国・県支出金や町債及び財政調整基金繰入金等の補正を行っております。

そしてこれらの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ 1 億 4, 324 万 9 千円減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 79 億 3, 307 万 6 千円としております。

次に、日程第 17 議案第 14 号は、令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）であります。

本補正予算は、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金、基金積立金を増額し、くらすて病院に係る保健事業費及び運営費交付金の減額に伴い、県支出金などの収入の補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ 6, 277 万 7 千円を追加して、予算総額を、歳入歳出それぞれ 19 億 1, 728 万 4 千円としております。

次に、日程第 18 議案第 15 号は、令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）であります

本補正予算は、後期高齢者医療保険料収入の増額と保険基盤安定に係る繰入金の減額に伴い、広域連合納付金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ 62 万 9 千円減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 7, 231 万円としております。

次に、日程第 19 議案第 16 号は、令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）であります。

本補正予算は、現時点での事業に伴う不用額等を調整し、歳入歳出それぞれ 1, 697 万 2 千円減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 9 億 1, 976 万 4 千円としております。

次に、日程第 20 議案第 17 号は、令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別

会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、国債証券の売買に伴う財産収入が主な要因となり、歳入歳出それぞれ242万3千円増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3,484万8千円としております。

次に、日程第21 議案第18号は、令和元年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金等特別会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、医療機器購入費の確定に伴う不用額等を減額するものです。

また、病院建設事業に伴う貸付金及び負担金については、第2表として繰越明許費により予算措置を講じております。

これらの要因により、歳入歳出それぞれ1,043万7千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ15億9,371万6千円としております。

次に、日程第22 議案第19号は、令和元年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、現時点での事業に伴う不用額等を調整し、予算第2条業務の予定量では、主要な建設改良事業で2,000万円減額し4,614万5千円を計上しております。

予算第3条収益的収入及び支出では、水道事業収益3億5,559万5千円に対し、水道事業費用3億4,853万8千円で、差引705万7千円の黒字予算を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入2,647万8千円に対し、資本的支出1億441万9千円で、差引7,794万1千円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度までの損益勘定留保資金から補填することにしております。

以上が、日程第16 議案第13号から日程第22 議案第19号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第23 議案第20号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第23 議案第20号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第23 議案第20号は、令和2年度鞍手町一般会計予算であります。

はじめに、令和2年度鞍手町一般会計予算を提案するにあたり、予算編成に係る背景にふれながら方針を述べさせていただきます。

まず、国の予算等の状況を申し上げますと、令和2年度は、3つの重点項目をもとに予算編成されております。

1つ目は、全世代型社会保障制度の構築に向け、消費税増収分を活用し、幼児教育・保育

の無償化や高等教育の無償化を着実に実施するほか、予防・健康づくりの取組の抜本的強化をはじめ、社会保障の充実のための対策を。

2つ目は、経済対策を実行するため「臨時・特別の措置」を講じ、東京オリンピック・パラリンピック後の経済活力の維持・向上を見据えたキャッシュレスポイント還元事業、マイナンバーカードを活用した消費活性化策や、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等を実施するための対策を。

3つ目は、歳出全般にわたり見直しを行い、一般歳出等について、「新経済・財政再生計画」の目安を達成するなど、歳出改革の取組を継続しております。

これらの方針により編成された、国の一般会計予算総額は、102兆6,580億円 前年度に比べ1兆2,009億円、率にして1.2%増で今国会に提案されております。

また、令和2年度の地方財政計画では、地方の安定的な財政運営に必要となる地方交付税の総額は、16兆5,882億円となり、前年度と比較し、4,073億円、率にして2.5%増となっております。

一方、地方税収入の増加などが見込まれることにより、赤字地方債である臨時財政対策債の発行可能額は、3兆1,398億円となり、前年度と比較して1,171億円、率にして3.6%減となっております。

このような状況を踏まえ、鞍手町としても依然として厳しい財政状況にあるなか、役場庁舎等建設に伴う基本設計業務に着手し、事業がより具体化・本格化してきます。また、町立保育所統合に伴う古月保育所の大規模改修工事やくらて病院移転地の周辺道路改良工事にも着手していきます。

一方、電算業務のプロセスを自動化するRPAの本格導入など、行政経費の削減につながる取組を実施するとともに、新生児から高齢者まで各世代にわたり社会保障の充実を図るなど選択と集中を行いながら、予算編成を行っております。

それでは、鞍手町の一般会計予算の概要についてご説明いたします。

まず、令和2年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ82億706万6千円であります。

前年度と比較して、3億7,213万2千円、率にして4.7%の増額となっております。

令和元年度当初予算から令和2年度当初予算において、大きく増額となった要因は、役場庁舎等建設に伴う関連事業費を計上したことや、町立保育所統合に伴う古月保育所の改修工事費、くらて病院移転地の周辺道路改良のための工事費を計上したこと、国が目指す「GIGAスクール構想」の実現に向けた事業費を計上したことなどによるものです。

一方、消費税率引上げに伴う対応としてのプレミアム付商品券事業費や中央公民館大規模改修事業に伴う工事費、さらに役場庁舎等建設が設計段階に入ることから公共施設等整備基金への積立金などの予算が大きく減額となっております。

また、令和2年度からの会計年度任用職員制度導入に伴い、歳出予算の節の区分から「7節 賃金」が廃止されることとなります。令和元年度まで賃金で予算計上していたものは令

和2年度では、「1節 報酬」に勤務に対する報酬と時間外勤務報酬を予算計上しております。また、「3節 職員手当等」に期末手当を、「9節 旅費」に通勤費に係る費用弁償を、それぞれ予算計上しております。

それでは、歳出から款ごとに主な予算を中心にご説明いたします。

1款 議会費では、前年度と同様、通常予算の9,746万2千円となっております。

次に、2款 総務費では、庁舎等建設費において、役場庁舎等の建替えに伴う関連予算6,903万2千円を計上しております。

また、個人番号カード普及事業費においては、個人番号カード普及のための関連予算255万3千円を新たに計上しております。

わかりやすい予算説明書発行費においては、昨年度発行し、町民の皆様にご好評であったことから、今年度も発行関連予算150万円を計上しております。

電算の基幹システム管理費においては、電算業務のRPAの本格導入に要する関連予算308万円を計上しております。

また、危険空家対策事業費においては、略式代執行に伴う、空家解体撤去のための工事費150万円や昨年度より実施しております老朽危険家屋等解体補助金250万円を計上しております。

さらに、国勢調査に伴う関連予算802万6千円を計上しております。

一方、財政調整基金費においては、公共施設等整備基金への積立金1億5,000万円を減額しております。

これらの要因により2款 総務費全体では、前年度と比較して9,130万円減額となる10億8,736万4千円を計上しております。

次に、3款 民生費では、公立保育所大規模改修事業費において、町立保育所統合に伴う古月保育所改修工事関連予算、3億4,000万円を計上しております。

また、公立保育所費においては、令和2年度から公立保育所の送迎バスを2台体制にすることに伴い、送迎バス運行业務委託料924万円を計上しております。

介護予防事業費においては、高齢者の運動教室等の介護予防事業委託料806万4千円を計上しております。

地域包括支援センター事業費においては、介護サービス認定等の介護予防支援委託料295万3千円を計上しております。

病児・病後児保育事業費においては、病中又は病気の回復期の児童を一時的に預かるための病児・病後児保育事業委託料、957万3千円を計上しております。

さらに、認可外保育施設支援事業費においては、待機児童の解消を図るための関連予算138万6千円を新たに計上しております。

これらの要因により3款 民生費全体では、前年度と比較して2億4,157万2千円増額となる30億2,606万9千円を計上しております。

次に、4款 衛生費では、高齢者健康づくり事業費において、高齢者の保健事業と介護予

防事業の一体的な実施に向けた関連予算 69万5千円を新たに計上しております。

葬祭場管理費においては、施設の修繕料 837万1千円を計上しております。

また、上水道事業費においては、国の地方公営企業繰出金通知に基づき、水道事業会計の経営戦略の策定に要する経費の一部を補助するものとして 184万2千円を新たに計上しております。

さらに、くらて病院への運営費負担金においては、平成30年度債の元金償還開始などに伴い 170万2千円の増額となる 2億7,259万7千円を計上しております。

これらの要因により4款 衛生費全体では、前年度と比較して 1,081万8千円増額となる 8億4,310万4千円を計上しております。

次に、5款 労働費では、平成29年度から計上しております若年者専修学校貸付費 121万1千円を計上し、前年度と同額としております。

次に、6款 農林水産業費では、スマート農業推進事業費において、ロボット技術や情報通信技術を活用した高性能農業機械導入を支援するための補助金 785万3千円を計上しております。

また、農業次世代人材投資事業費においては、経営開始直後の新規就農者に対するの補助金 450万円を計上しております。

ため池整備事業費においては、ため池2カ所の耐震調査等の設計測量委託料 2,000万円を計上しております。

さらに、森林整備促進事業費においては、森林環境譲与税を財源として、森林の間伐、木材利用の促進や普及啓発等を目的とする基金への積立金 247万円を計上しております。

一方、水田農業担い手機械導入支援事業費においては、前年度と比較して、1,326万3千円の減額となる、2,393万5千円を計上しております。

これらの要因により6款 農林水産業費全体では、前年度と比較して 88万8千円増額となる 1億9,284万9千円を計上しております。

次に、7款 商工費では、商工振興費において、昨年度、地域振興券発行の関連予算は、県の補助金が確定していなかったため、当初予算への計上を見送りましたが、令和2年度は、当該補助金 420万円を含む鞍手町商工会事業費補助金 574万6千円を計上しております。

また、鞍手町中小企業活性化計画に基づく、中小企業の総合的な支援を図るための関連予算 392万2千円を新たに計上しております。

これらの要因により、7款 商工費全体では、前年度と比較して 928万2千円増額となる 4,015万8千円を計上しております。

次に、8款 土木費では、西川改修事業費において、岩ヶ鼻橋架替えに伴う町負担金 4,275万2千円を新たに計上しております。

また、立地適正化計画策定事務費においては、計画を策定するための関連予算 1,118万4千円を計上しております。

さらに、くらて病院移転地周辺道路改良事業費においては、くらて病院移転に伴い予想される周辺道路の渋滞緩和のための関連予算 1億514万1千円を計上しております。

これらの要因により、8款 土木費全体では、前年度と比較して 1億2,766万3千円増額となる、7億8,752万5千円を計上しております。

次に、9款 消防費では、常備消防費において、直方鞍手広域消防事務組合への負担金は、鞍手出張所の救急車更新等に伴い 2,498万円の増額となる 2億6,933万9千円を計上しております。

一方、非常備消防費においては、緊急防災・減災事業債の発行可能期限が迫っていることから、昨年度に引き続き防災行政用無線屋外局の新設工事費で 2,738万8千円減額となる 2,596万2千円を計上しております。昨年度は11基新設し、令和2年度は4基の新設を予定しております。

これらの要因により、9款 消防費全体では、前年度と比較して 1,105万4千円の減額となる 3億2,700万5千円を計上しております。

次に、10款 教育費では、小学校費及び中学校費において、児童生徒1人1台端末を前提とした高速大容量の通信ネットワークを整備するGIGAスクール構想を実現するための関連予算を小学校費で 7,620万円、中学校費で 2,540万円を新たに計上しております。

小学校施設整備事業費においては、指定避難所である剣北小学校と室木小学校の屋外トイレの洋式化等改修工事費 820万4千円を計上しております。

また、中学校管理費においては、中学校のスクールバス拡充に伴い関連予算 3,152万2千円を計上しております。

役場庁舎等建設の関連事業である歴史民俗博物館別館建設事業費においては、石炭資料展示場等の資料を搬出するための委託料 1,355万9千円を新たに計上しております。

さらに、公民館大規模改修事業費においては、中央公民館の大規模改修関連予算 1億円を計上しております。

これらの要因により、10款 教育費全体では、前年度と比較して 7,184万4千円の増額となる 8億3,819万2千円を計上しております。

次に、12款 公債費においては、前年度と比較して876万9千円の増額となる9億5,512万6千円を計上しております。

以上が、令和2年度の一般会計歳出予算の概要であります。

一方、これに対する歳入につきましては、国が示す令和2年度地方財政計画や財政見通しに基づき積算を行っておりますが、依然として地方財政は厳しい状況にあり、地方交付税をはじめ、国、県支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない財源構成になっております。

また令和2年度においては、地方税制改正に伴い、歳入予算の款の区分に変更があります。具体的には、6款に法人事業税交付金を新たに追加することで、地方消費税交付金を6款

から7款に、ゴルフ場利用税交付金を7款から8款に繰り下げるとともに、前年度の8款自動車取得税交付金を廃止しております。

それでは、歳入の主な款ごとに説明いたします。

1款 町税では、個人町民税の現年課税分で、1,007万9千円の増額、固定資産税の現年課税分で、2,000万円の増額となっております。

一方、法人町民税の現年課税分では、法人税割の税率引き下げなどに伴い2,200万円の減額となっております。

これらの要因により、1款 町税全体では、前年度と比較して936万円増額となる18億6,532万6千円を計上しております。

次に、2款 地方譲与税においては、森林整備を一層促進するため森林環境譲与税が前倒しして増額されることに伴い247万円を計上し、地方譲与税全体としては、前年度と比較して146万9千円増額となる6,647万円を計上しております。

次に、6款 法人事業税交付金においては、令和元年10月に地方法人課税の偏在是正を目的として、国の地方法人税の税率が引き上げられ、法人住民税法人税割の税率が引き下げられたことに伴う市町村減収分の補填措置として法人事業税交付金が創設されております。令和2年度は、2,000万円を計上しております。

次に、7款 地方消費税交付金においては、昨年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、前年度と比較して6,000万円増額となる3億4,000万円を計上しております。

次に、10款 地方特例交付金においては、幼児教育・保育の無償化に係る初年度の地方負担分は、国費により全額措置されましたが、令和2年度は、普通交付税の基準財政需要額に算入され、子ども・子育て支援臨時交付金が廃止されることに伴い、前年度と比較して1,940万4千円減額となる1,390万円を計上しております。

次に、11款 地方交付税では、普通交付税において、地方財政計画の歳出に新たに創設された地域社会再生事業費をはじめ、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担分や中学校スクールバスの拡充などにより基準財政需要額の増加が見込まれるため、前年度と比較して6,000万円の増額となる、23億9,000万円を計上しております。

次に、13款 分担金及び負担金では、幼児教育・保育の無償化に伴い、前年度と比較して3,854万8千円減額となる、4,242万5千円を計上しております。

次に、18款 寄附金においては、前年度と同額となる、5,000万1千円を計上しております。

次に、22款 町債においては、臨時財政対策債は、前年度と比較して1,300万円減額となる、2億円とする一方で、町立保育所統合に伴う古月保育所改修工事費及びくらて病院移転地周辺道路の改良工事費などに伴い過疎対策事業債を、4億2,150万円増額としたことから、町債全体では、前年度と比較して3億9,070万円増額となる11億2,970万円を計上しております。

そしてこれら歳入要因を充てても不足する財源、3億7,438万8千円を、19款 繰

入金の財政調整基金繰入金に計上し、歳入歳出予算を調整しております。

以上が、日程第 2 3 議案第 2 0 号 令和 2 年度一般会計予算の歳入歳出予算の概要であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 2 4 議案第 2 1 号から 日程第 3 1 議案第 2 8 号までの 8 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第 2 4 議案第 2 1 号 から 日程第 3 1 議案第 2 8 号までの 8 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 2 4 議案第 2 1 号は、令和 2 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算は、一般被保険者に係る保険給付費の療養諸費及び高額療養費、国民健康保険事業費納付金の増額により県支出金などの関係項目を調製し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 1 8 億 8, 8 0 6 万 3 千円としております。

次に、日程第 2 5 議案第 2 2 号は、令和 2 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は、後期高齢者医療保険料収入及び保険基盤安定繰入金の増額により、後期高齢者医療広域連合納付金などの関係項目を調製し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 8, 6 8 8 万 3 千円としております。

次に、日程第 2 6 議案第 2 3 号は、令和 2 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算は、住宅新築資金等の貸付金回収金を一般会計へ繰り出すものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ 7 0 万 6 千円としております。

次に、日程第 2 7 議案第 2 4 号は、令和 2 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算であります。

本予算は、中山処理分区及び西川処理分区の整備に係る工事費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ 9 億 8, 2 9 3 万円としております。

次に、日程第 2 8 議案第 2 5 号は、令和 2 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、町内 1 1 ヶ所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ 3, 0 8 7 万 9 千円としております。

次に、日程第 2 9 議案第 2 6 号は、令和 2 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持

管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ 948万1千円としております。

次に、日程第30 議案第27号は、令和2年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算であります。

本予算は、病院事業債の貸付けや過疎対策事業債の負担金及び貸付金の償還金などを主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ 57億9,672万4千円としております。

次に、日程第31 議案第28号は、令和2年度鞍手町水道事業会計予算であります。

本予算は、安全で安定した水道水の供給に係る事業費を主なものとして、予算第3条収益的収入及び支出では、水道事業収益 3億5,815万8千円に対し、水道事業費用 3億4,739万3千円で、差引 1,076万5千円の黒字予算を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入 4,029万1千円に対し、資本的支出 1億2,325万9千円で、差引 8,296万8千円の不足となりますが不足額につきましては、当年度までの損益勘定留保資金から補填することにしております。

以上が、日程第24 議案第21号から 日程第31 議案第28号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第32 議案第29号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第32 議案第29号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第32 議案第29号は、公民館大規模改修事業鞍手町中央公民館外壁等改修工事請負契約の変更であります。

本議案は、空調設備改修工事の入札が不調のため契約が1ヶ月延びたこと、また、外壁タイルを撤去した際、躯体のコンクリートに想定以上の劣化等が確認されたことに伴う追加の調査及び補修工事が必要になったことが主な要因となり、工期の延長及び工事費の増額変更を行うものであります。

以上が、日程第32 議案第29号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第33 議案第30号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第33 議案第30号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第33 議案第30号は、鞍手町道路線の変更であります。

本議案は、認定路線6号 本町今村線の北九鞍手夢大橋への取り付け工事が今年度末に竣工し開通となるため、現在供用している遠賀川堤防への取り付け道路から終点を変更するものであります。

以上が、日程第33 議案第30号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日5日から8日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日5日から8日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 14時11分